

広域的地域活性化基盤整備計画

箱根及び周辺地域【第6回変更】

神奈川県

関係市町村(小田原市、箱根町、湯河原町、真鶴町)

平成 24年 3月

注)・「関係市町村」欄には、広域的地域自立・活性化法第5条第5項の規定による意見聴取が必要な市町村をすべて記載すること。
・様式は、A4長辺側を、2箇所ホチキス留めすること。

目次

○ 広域的地域活性化基盤整備計画の目標および計画期間	1
○ 拠点施設	2
○ 広域的地域活性化基盤整備計画の整備方針と基本的な方針等との整合性	5
○ 交付対象事業等一覧	6
○ 拠点施設・重点地区	7
○ 整備方針概要図	8

拠点施設

施設名	箱根地区(観光地)	所在地	神奈川県足柄下郡箱根町湯本 ほか
設置主体	公共・民間	管理・運営主体	公共・民間
設置(予定)年月		拠点施設の区分	観光施設(法第二条第2項第二号)
広域的特定活動の区分	観光活性化(法第二条第1項第一号口)	拠点施設の整備の有無	有 ・ 無
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 箱根地区は箱根観光の中核を担う箱根湯本、元箱根、湖尻・大涌谷の3つの拠点地区を抱え、豊かな自然環境、温泉、宿泊施設、歴史・文化の旧跡等の多様な観光資源を有しており、新たな魅力あふれる箱根づくりに向けて、箱根湯本ターミナルの整備や大涌谷園地自然研究路の整備などを行う。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 箱根及び周辺地域への交通渋滞は依然激しい状況にあるため、アクセス道路の整備及び修繕事業を実施し、アクセス利便性の向上や拠点間の交流促進と回遊性の向上を図るものである。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 国際観光地として内外から高い集客力を誇る箱根とその周辺地域において観光・交流を支える基盤づくりによる観光活性化を図るため、国内外からの観光客誘致に向けた取組みを進めるとともに、拠点施設における新たな魅力づくりをめざす。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 観光客数が伸び悩んでおり、優れた自然環境、文化的資源など地域の魅力を十分に活用した交流促進と回遊性の向上が求められているとともに、地域における交流連携の動きを積極的に支援し、地域の一体的活性化を促進することが求められている。 <将来> 国際観光地箱根の活性化を図るため、旅行事業者、宿泊事業者などと連携した観光キャンペーンの実施をはじめとする国際競争力のある観光づくりを目指す。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> 県では、箱根地区において、国際観光地としての魅力アップや県西地域の活性化を図る観点から、3つの観光の拠点整備(「箱根湯本地区」、「元箱根地区」、「湖尻・大涌谷地区」)などを中心に国際観光地「箱根」の振興に向けた取組みを進めており、箱根湯本地区周辺整備に着手するとともに、大涌谷周辺における渋滞緩和対策として交通社会実験の実施や、県立恩賜箱根公園再整備基本構想の検討着手などの取組みを進めており、拠点施設整備等の取組みが着実に進んでいる。 <拠点施設に設定した理由> 箱根地区は、豊かな自然環境に恵まれているほか温泉、宿泊施設、歴史・文化の旧跡等の多様な観光資源を有している地域であり、東京から100km圏内という好立地にある地域であるとともに、羽田空港の国際化を控え、首都圏や国内のみでなく、海外からの観光客の来訪促進など国際観光地としての期待が高い。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	湯河原地区(観光地)	所在地	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 ほか
設置主体	公共・民間	管理・運営主体	公共・民間
設置(予定)年月		拠点施設の区分	観光施設(法第二条第2項第二号)
広域的特定活動の区分	観光活性化(法第二条第1項第一号口)	拠点施設の整備の有無	有 ・ <u>無</u>
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 湯河原町は、全国京都会議で「小京都」と認定され、「さがみの小京都」湯河原にふさわしいまちづくりに取り組んでおり、湯河原地区は、県立奥湯河原自然公園に指定された豊かな自然環境、温泉、宿泊施設や歴史・文化の旧跡等の観光資源を有する地区である。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 箱根周辺地域への交通渋滞は依然激しい状況にあるため、アクセス道路の整備及び修繕事業を実施し、アクセス利便性の向上や拠点間の交流促進、回遊性の向上を図るものである。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 国際観光地として内外から高い集客力を誇る箱根とその周辺地域において観光・交流を支える基盤づくりによる観光活性化を図るため、観光客誘致に向けた情報提供の取組みを進めるとともに、拠点施設における新たな魅力づくりをめざす。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 観光客数が伸び悩んでおり、観光サービス関連施設の個性化や魅力の向上、優れた自然環境、文化的資源など地域の魅力を十分に活用した交流促進と回遊性の向上などによる地域の一体的活性化を促進することが求められている。 <将来> 観光サービス関連施設の個性化や観光客誘致に向けた情報提供などによる湯河原地区の活性化を目指す。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 湯河原地区は、県立奥湯河原自然公園に指定された豊かな自然環境に恵まれているほか温泉、宿泊施設、歴史・文化の旧跡等の多様な観光資源を有している地区であり、近接する箱根、真鶴地区と連携することにより、当該地域の一層の活性化を図るものである。			
重点地区(設定する場合に記述)			

拠点施設

施設名	真鶴地区(観光地)	所在地	神奈川県足柄下郡真鶴町真鶴 ほか
設置主体	公共・民間	管理・運営主体	公共・民間
設置(予定)年月		拠点施設の区分	観光施設(法第二条第2項第二号)
広域的特定活動の区分	観光活性化(法第二条第1項第一号)	拠点施設の整備の有無	有 ・ <u>無</u>
拠点施設の現況及び計画期間内の整備計画等 <概要及び整備計画> 真鶴地区は、県立真鶴半島自然公園に指定された豊かな自然環境と景観、歴史・文化の旧跡等の観光資源を有する地区であり、農業や水産業等の産業との連携などによる観光の振興に取り組んでいる。 <拠点施設・拠点施設整備事業と基幹事業との一体性> 箱根周辺地域への交通渋滞は依然激しい状況にあるため、アクセス道路の整備及び修繕事業を実施し、アクセス利便性の向上や拠点間の交流促進、回遊性の向上を図るものである。 <目標と広域的特定活動・拠点施設との関係> 国際観光地として内外から高い集客力を誇る箱根とその周辺地域において観光・交流を支える基盤づくりによる観光活性化を図るため、観光客誘致に向けた情報提供の取り組みを進めるとともに、拠点施設における新たな魅力づくりをめざす。			
拠点施設で行われる広域的特定活動の内容 <現況> 観光客数が伸び悩んでおり、農業や水産業等の産業との連携などによる観光の振興、優れた自然環境、文化的資源など地域の魅力を十分に活用した交流促進と回遊性の向上などによる地域の活性化を促進することが求められている。 <将来> 農業や水産業等の産業との連携などによる観光の振興や観光客誘致に向けた情報提供などによる真鶴地区の活性化を目指す。			
広域的特定活動との関係 <拠点施設整備の蓋然性> <拠点施設に設定した理由> 真鶴地区は、県立真鶴半島自然公園に指定された豊かな自然環境と景観、歴史・文化の旧跡等の観光資源を有する地区であり、近接する箱根・湯河原地区と連携することにより、当該地域の一層の活性化を図るものである。			
重点地区(設定する場合に記述)			

広域的地域活性化基盤整備計画の整備方針と基本的な方針等との整合性

計画の整備方針		方針に合致する主要な事業	
箱根及び周辺地域へのアクセス利便性や拠点間の交流促進、回遊性の向上により、箱根および周辺地域の観光活性化を図る。		都市計画道路湯河原箱根仙石原線 都市計画道路穴部国府津線 都市計画道路城山曾比線	
観光・交流を支える基盤づくりによる観光活性化に資するため、拠点施設へのアクセス道路における安全で快適な道路環境の確保を図る。		一般国道135号	
箱根観光の玄関口として、また、観光・交流を支える情報発信基盤として整備し、拠点施設「観光地箱根」に存する県立公園「恩賜箱根公園」と連携して、広域観光の活性化を図る。		おだわら諏訪の原公園	
基本的な方針等との整合性(※1)			
区分	整合性等の有無	左記の理由等	
① 広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針との適合の有無	有 ・ 無	本計画は、観光拠点に広域からの来訪者を増加させることにより、地域活性化を図るものである。	
② 国土形成計画、社会資本整備重点計画、環境基本計画との調和の有無	有 ・ 無	観光交流等に資する道路整備が推進されるなど、社会資本整備重点計画等との調和が図られている。	
③ 北海道総合開発計画、沖縄振興計画との調和の有無 (北海道及び沖縄のみ回答)	有 ・ 無		
④ その他の計画等との整合性の有無	有 ・ 無	県の総合計画において、国際観光地箱根振興の推進が位置づけられている。	
⑤ 関係市町村への意見聴取の有無(※2)	有 ・ 無	文書による意見聴取(箱根町、湯河原町、真鶴町)	
⑥ 他の都道府県への意見聴取の有無(※2) (他の都道府県との境界にかかる計画の場合に回答)	有 ・ 無		
広域地方計画協議会での取扱い(※3)	有 ・ 無		
その他			

※1 ①から⑥については、整合性等の有無を判断した資料を添付すること。

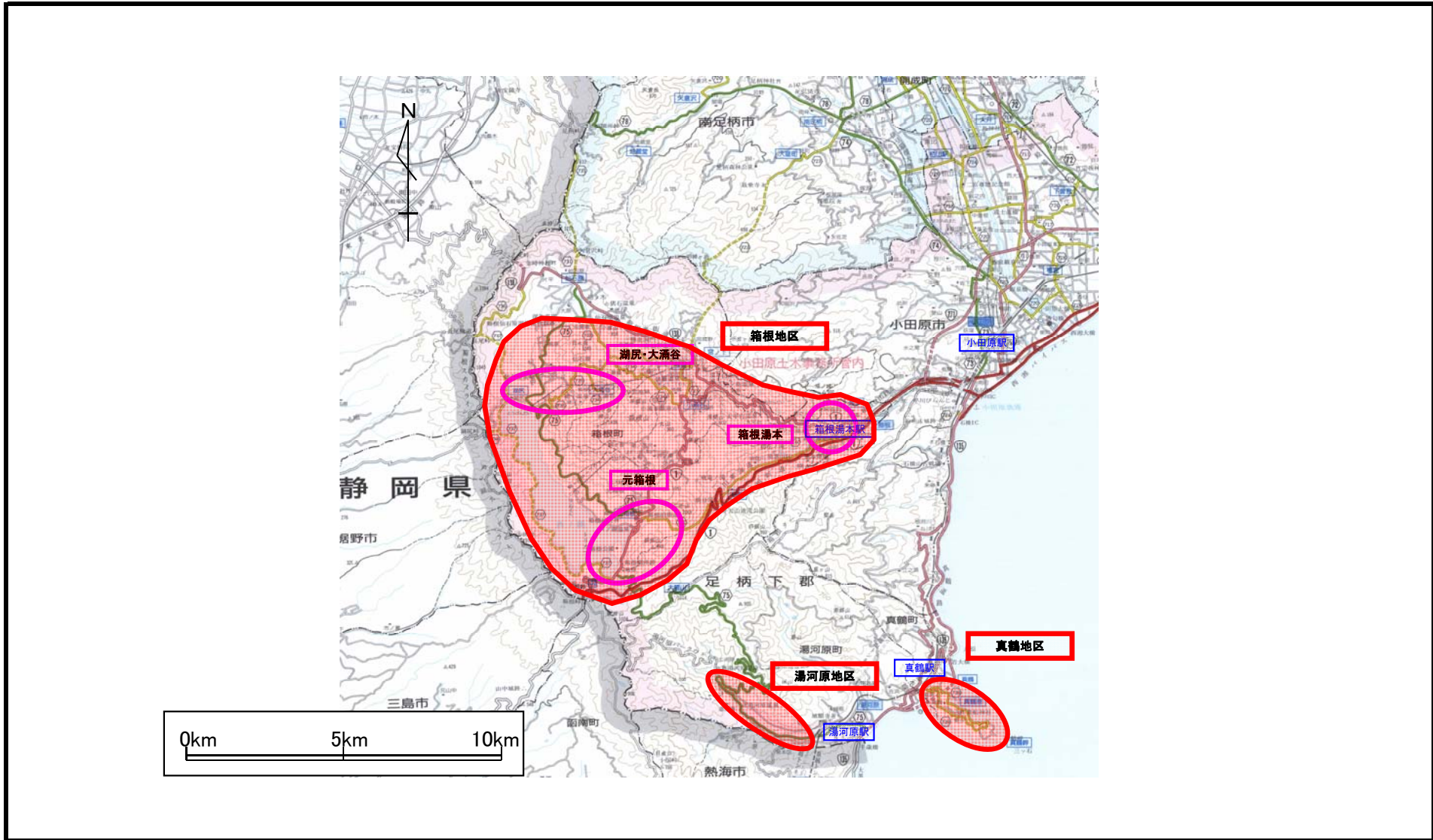
※2 意見聴取「有」の場合は、「左記の理由等」欄に、意見聴取の方法及び関係市町村名又は他の都道府県名を記載すること。「無」の場合は、その理由を記載すること。

※3 広域地方計画協議会で本計画が検討された場合は「有」とし、その内容を記載すること。

拠点施設・重点地区

※複数の拠点施設が離れている場合は、適宜追加する。

箱根及び周辺地域(神奈川県)	面積	所在地	神奈川県足柄下郡箱根町・湯河原町・真鶴町	重点地区	有(無)
----------------	----	-----	----------------------	------	------



箱根及び周辺地域(神奈川県) 整備方針概要図

目標	国際観光地として内外から高い集客力を誇る箱根とその周辺地域において観光・交流を支える基盤づくりによる観光活性化を図る。	代表的な指標	観光入込客数(千人)	25,270(2006年度)	→	25,700(2010年度)
			()	()	→	()
			()	()	→	()

